

## 入札参加資格確認票

徳島県立池田高等学校長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者名

令和6年5月2日付けで入札公告された「徳島県・三好市施設で使用する電気」に係る入札に参加する者に必要な資格の確認について、証明書類を添えて申請します。

なお、現時点において、当該入札に係る入札説明書の「入札に参加する者に必要な資格」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを誓約します。この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。

また、参加資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承認いたします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 電気の調達契約について、次の全ての条件を満たした契約を履行した実績を有する者であること。  
電力供給期間が、本入札の公告日までに1年を経過していること。
- ⑥ 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者であること。
- ⑦ 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

(様式第2号)

## 二酸化炭素排出係数等適合証明書

商号又は名称

下記のとおり相違ないことを証明します。

### 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示方法

開示方法	番号(①～④)
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

### 2 令和3年度の状況

項	目	自社基準値	点数
①	令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kWh)	( )	( )
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況	( )	( )
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	( )	( )

項	目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組又は地域における再エネの創出・利用の取組	(有・無)	( )

①～④の合計点数	( )
----------	-----

- (注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内の者)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。
- (注2) 「自社基準値」、「取組の有無」及び「点数」には、入札説明書別紙1「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件」により算出した値を記載すること。
- (注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上の者を本案件の入札適合者とする。
- (注4) 1及び2については、根拠書類を任意様式で提出すること。

(様式第3号)

## 仕様書等に関する質問書

商号又は名称  
担当者名  
電話番号  
電子メール  
ファクシミリ

令和6年5月2日付けで入札公告のありました「徳島県・三好市複合施設で使用する電気」の仕様書等に関する質問書を提出します。

質問年月日 令和 年 月 日

質問事項	
1	
2	
3	

(注1) 電子メール又はファクシミリ送信後、電話により受信について確認をすること。

- ・電話番号 0883-72-1280
- ・メールアドレス ikedakoukou@pref.tokushima.lg.jp
- ・ファクシミリ 0883-72-1282

(注2) 質問に対する回答は、令和6年5月21日(火)以降に全ての入札説明書交付者に対して電子メール又はファクシミリにより回答する。